

令和 7 年第 7 回稲沢市農業委員会総会会議録

令和 7 年 7 月 25 日 稲沢市産業会館 大会議室

出席委員

| 議席番号 | 氏 名    | 議席番号 | 氏 名    |
|------|--------|------|--------|
| 1 番  | 大崎 和生  | 2 番  | 服部 猛   |
| 3 番  | 平手 秀夫  | 4 番  | 櫻井 吉美  |
| 5 番  | 丹下 和行  | 6 番  | 永井 八千代 |
| 7 番  | 加島 由隆  | 8 番  | 家田 里美  |
| 9 番  | 大谷 典央  | 10 番 | 春田 美智代 |
|      |        | 12 番 | 近藤 昌弥  |
| 13 番 | 後藤 恵美  | 14 番 | 石田 豊   |
| 15 番 | 堀田 泰樹  | 16 番 | 伊藤 英樹  |
| 17 番 | 伊藤 弥寿夫 | 18 番 | 三井 啓司  |
| 19 番 | 関戸 梓   |      |        |

欠席委員

|      |       |  |  |
|------|-------|--|--|
| 11 番 | 澤田 彰俊 |  |  |
|------|-------|--|--|

【事務局】出席者

|     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 局 長 | 長崎 倫典 | 主 幹 | 川口 善徳  |
| 主 任 | 大橋 崇史 | 主 事 | 大崎 菜々子 |

【農務課】出席者

|     |       |  |  |
|-----|-------|--|--|
| 主 幹 | 廣瀬 信博 |  |  |
|-----|-------|--|--|

午後 2 時 00 分開会

【事務局】

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

それでは、令和 7 年第 7 回稲沢市農業委員会総会を始めさせていただきます。

本日の欠席委員は、澤田委員の 1 名でございます。

なお、総会の議長につきましては、農業委員会等に関する法律第 5 条第 3 項の規定により「会長は会務を総理する」こととなっておりますので、大崎会長、議事進行をよろしくお願い致します。なお、この後の会議につきましては着座にて進めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

【会長】

皆さん、こんにちは。委員の皆様におかれましてはご多忙のところ総会にご出席いただき誠にありがとうございます。

それではただいまから、令和 7 年第 7 回稲沢市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は 18 名であり、会議の成立を認めます。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりですので、報告にかえます。これより日程に入ります。

日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は当席において 6 番永井 八千代委員及び 7 番加島 由隆委員を指名いたします。

次に日程第 2 議案第 36 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案 2 ページをお願い致します。

議案第 36 号農地法第 3 条の規定による許可申請について

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条同項の規定により農業委員会の議決を求める。本日付け提出 会長名でございます。

所有権移転の案件から説明いたします。3 ページをお願いいたします。

番号 1 番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は隣接する自己所有農地があり、効率的に農業ができるため、申請地を取得するものです。

受人は現在 57,418 m<sup>2</sup>の農地を耕作しており、個人で年間 100 日、世帯では 250 日農業に従事しています。

番号 2 番

申請地 地目 面積 を朗読。

贈与での所有権移転です。

受人は、近隣に自己所有農地があり、効率的に農業ができるため、申請地を取得するものです。

現在 1,504.26 m<sup>2</sup>の農地を耕作しており、個人で年間 150 日、世帯では 225 日農業に従事しています。

番号 3 番

申請地 地目 面積 を朗読。

一部農地について登記地目は田ですが、現況は畑です。

売買での所有権移転です。

受人は、近隣に自己所有農地があり、効率的に農業ができるため、申請地を取得するものです。

受人は現在 4,895 m<sup>2</sup>の農地を耕作しており、個人で年間 100 日、世帯では 360 日農業に従事しています。

4 ページをお願いいたします。

番号 4 番

申請地 地目 面積 を朗読。

贈与での所有権移転です。

受人は近隣に自己所有農地があり、効率的に農業ができるため、申請地を取得し、規模拡大をするものです。

受人は現在 3,534 m<sup>2</sup>の農地を耕作しており、個人で年間 200 日、世帯では 300 日農業に従事しています。

番号 5 番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

申請地の隣地に自宅を建設予定であり、家庭菜園を行うため、申請地を取得するものです。

217 m<sup>2</sup>の農地で野菜を栽培、個人で 180、世帯で 330 日農業に従事する計画となっております。

番号 6 番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人には市内に於いて大規模に農業経営をしており、自己所有農地近隣に位置する申請地を取得し、規模拡大をするものです。

受人は現在 326,257 m<sup>2</sup>の農地を耕作しており、個人で年間 340 日、世帯で 980 日従事しています。

#### 番号 7 番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

登記地目は田ですが、現況は畑です。

申請地は面積が狭小であるが、受人所有農地と隣接しており、申請地を取得することで袋地<sup>ふくろち</sup>が解消し効率的な農作業が可能となるため取得するものです。

受人は現在 4,011 m<sup>2</sup>の農地を耕作しており、個人で 320 日、世帯で 570 日農業に従事しています。

#### 番号 8 番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は現在市外在住ですが、定年後の生活を見据えて申請地の隣接地で新居の準備と家業の手伝いをしており、申請地を取得して家庭菜園をする計画です。

350 m<sup>2</sup>の農地で野菜を栽培、個人で 100、世帯で 150 日農業に従事する計画となっております。

番号 9 番、番号 12 番、番号 13 番につきましては、受人が同一のため、一括で説明致します。

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

奥田井之下町 189 番 2 は受人の自己所有農地と隣接しており、菱町 124 番・130 番は隣接した 2 筆で受人の自己所有農地近隣にあり、効率的に農業ができるため、申請地を取得するものです。

受人は現在 3,643 m<sup>2</sup>の農地を耕作しており、個人で 150 日、世帯で 270 日農業に従事しています。

#### 番号 10 番

申請地 地目 面積 を朗読。

贈与での所有権移転です。

受人は、近隣に自己所有農地があり、効率的に農業ができるため、申請地を取得するものです。

受人は現在 2,510 m<sup>2</sup>の農地を耕作しており、個人で 60 日、世帯で 150 日農業に従事しています。

番号 11 番

申請地 地目 面積 を朗読。

贈与での所有権移転です。

受人は隣接する自己所有農地があり、効率的に農業ができるため、申請地を取得するものです。

受人は現在 2,454 m<sup>2</sup>の農地を耕作しており、個人で 120 日、世帯で 180 日農業に従事しています。

番号 14 番

申請地 地目 面積 を朗読。

一部農地について、登記地目は田ですが、現況は畑です。

売買での所有権移転です。

受人は隣接する自己所有農地があり、効率的に農業ができるため、受人からの申し出により申請地を取得し規模拡大するものです。

受人は現在 19,484 m<sup>2</sup>の農地を耕作しており、個人で 250 日、世帯で 500 日農業に従事しています。

5 ページをお願いいたします

番号 15 番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は隣接する自己所有農地があり、効率的に農業ができるため、申請地を取得するものです。

受人は現在 112 m<sup>2</sup>の農地を耕作しており、個人で 150 日、世帯で 200 日農業に従事しています。

6 ページをお願いいたします。

ここからは、権利設定の案件になります。

番号 16 番

申請地 地目 面積 を朗読。

登記地目は田ですが現況は畑となっております。

許可日から 30 年間の区分地上権設定です。

区分地上権とは、土地の地下、或いは空中の一部分に工作物を所有するために設定する権利のことです。

本件は 12 ページ、日程第 3 農地法第 5 条の規定による許可申請、番号 21 番に係る内容です。

申請地の隣地に分家住宅を建設するにあたり、排水施設を地下に埋設するため、その部分に区分地上権を設定するものです。なお、渡人と受人は親子関係にあります。

区分地上権の設定については、農地法第 3 条第 2 項但し書きの規定により、同項の許可判断要件を備える必要はなく、権利設定される農地及びその周辺の農地にかかる営農条件に支障を生ずる恐れがなく、かつ、当該農地における賃借人等の同意を得ていると認められる場合に限り許可されるものとされております。

7 ページの総括表をお願いします。

申請件数は合計 16 件、移動の土地は、田 12 筆 7,060 m<sup>2</sup>、畑 16 筆 4,698 m<sup>2</sup>、合計 28 筆 11,758 m<sup>2</sup>です。

以上 16 件のうち、番号 1 番から 15 番につきましては、お手元に配布してあります意見書のとおり、農地法第 3 条第 2 項・3 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。

また、番号 16 番につきましては、先程説明しましたように、農地法第 3 条第 2 項のただし書きにより、農地法第 3 条第 2 項の各号は問われないこととされています。

以上です。

#### 【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。なお、議事参与の制限により、春田美智代委員は採決に加わることはできませんので、よろしくお願いします。

議案第 36 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 3 議案第 37 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

#### 【事務局】

8 ページをお願いします。

議案第 37 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてです。農地法第 5 条第 1 項の規

定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条 3 項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

農地区分の詳細説明は、別に用意しました農地転用資料と併せてご確認をお願いします。先に所有権移転案件から説明させていただきます。9 ページをお願いします。

番号 1 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、駐車場を設置します。農地区分は第 2 種農地です。

番号 2 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは資材置場を設置します。農地区分は第 2 種農地です。

番号 3 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、太陽光パネルを設置します。農地区分は第 2 種農地です。

番号 4 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、太陽光パネルを設置します。農地区分は第 2 種農地です。

番号 5 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、太陽光パネルを設置します。農地区分は第 2 種農地です。

番号 6 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、分家住宅を建築します。農地区分は第 2 種農地です。

番号 7 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、駐車場を設置します。農地区分は第 1 種農地ですが、集落に接続しているため許可要件を満たしております。

番号 8 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第 2 種農地です。5 条の番号 20 番と一体的に利用するものです。

10 ページをお願いします。

番号 9 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、資材置場及び駐車場を設置します。農地区分は第 3 種農地です。

番号 10 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、資材置場及び駐車場を設置します。農地区分は第 2 種農地です。

番号 11 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、太陽光パネルを設置します。農地区分は第 2 種農地です。

番号 12 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、自己用住宅を建築します。農地区分は第 2 種農地です。

番号 13 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、太陽光パネルを設置します。農地区分は第 2 種農地です。

番号 14 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、太陽光パネルを設置します。農地区分は第 3 種農地です。

番号 15 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、太陽光パネルを設置します。農地区分は第 2 種農地です。

番号 16 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、太陽光パネルを設置します。農地区分は第 2 種農地です。

番号 17 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、分家住宅を建築します。農地区分は第 3 種農地です。

続きまして、12 ページをお願いします。ここから権利設定の案件になります。

番号 18 番 申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権の権利設定です。こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第 3 種農地です。

番号 19 番 申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権の権利設定です。こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第 3 種農地です。

番号 20 番 申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権の権利設定です。こちらは、分家住宅を建築します。農地区分は第 2 種農地で 5 条の番号 8 番と一体的に利用するものです。

番号 21 番 申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権の権利設定です。こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第 2 種農地です。

番号 22 番 申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権の権利設定です。こちらは、駐車場を設置します。農地区分は第 2 種農地です。

番号 23 番 申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権の権利設定です。こちらは、駐車場を設置します。農地区分は第 1 種農地ですが、集落に接続しているため許可要件を満たしております。

14 ページをお願いします。

5 条の申請件数は、23 件 転用の土地 田 26 筆 8,002 m<sup>2</sup> 畑 16 筆 7,203 m<sup>2</sup> 合計 42 筆 15,205 m<sup>2</sup>です。

以上 5 条申請 23 件につきましては、立地基準及び一般基準ともに満たしており、許可相当と判断します。 以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

【加島委員】

議案中に「除外」記載があるのは、農業振興地域から除外したものという意味ですか。

【事務局】

はい、その通りです。

【加島委員】

現在、除外申請の受付は停止されていると思いますが、そうした中でも除外したものが議案に挙がるのですか。

【事務局】

今回の議案に含まれている案件は、受付停止前に除外手続きが行われたものです。

【加島委員】

わかりました。

【会長】

ほかに質疑もないようですのでこれより採決いたします。

議案第 37 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 4 議案第 38 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案(一括設定)に対する意見聴取について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案 15 ページをお願い致します。

議案第 38 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案 に対する意見聴取について

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 2 項の規定による農用地利用集積等促進計画案（一括設定）を次のとおり受理したので、同条第 3 項の規定により農業委員会の意見を求める。

本日付け提出 会長名でございます。

16 ページをお願いします。

こちらは、地権者、農地中間管理機構である愛知県農業振興基金及び耕作者を一括して利

用権設定する農用地利用集積等促進計画案になります。

申請地を朗読。

全て賃借権の設定です。

貸借期間は令和 7 年 9 月 1 日から令和 16 年 12 月 31 日までが 1 筆、令和 7 年 9 月 1 日から令和 17 年 12 月 31 日までが 7 筆です。

17 ページ総括表をお願い致します。

田 8 筆 4,112 m<sup>2</sup> になります。

これら利用集積の案件については、利用権の設定をすることに差し支えないものと判断します。

以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

質疑もないようですのでこれより採決いたします。

なお、議事参与の制限により、後藤恵美委員は採決に加わることはできませんので、よろしくお願いします。

議案第 38 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案(一括設定)は、原案どおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 5 報告第 21 号 現況証明願の報告についてから日程第 7 報告第 23 号農地法第 18 条 6 項の規定による通知の報告について まで一括して事務局から説明を求めます。

【事務局】

それでは 18 ページをお願いします。

報告第 21 号 現況証明願の報告についてです。

現況証明願が、次のとおり証明されましたので報告する。本日付け提出、会長名です。

19 ページをお願いします。

番号 1 番

申請地 地目 面積を朗読。

昭和 55 年より住宅敷地として利用しておりました。

番号 2 番

申請地 地目 面積を朗読。

昭和 57 年より住宅敷地として利用しておりました。

番号 3 番

申請地 地目 面積を朗読。

昭和 27 年より住宅及び通路敷地として利用しておりました。

番号 4 番

申請地 地目 面積を朗読。

昭和 53 年より住宅敷地として利用しておりました。

番号 5 番

申請地 地目 面積を朗読。

昭和 63 年より工場敷地として利用しておりました。

番号 6 番

申請地 地目 面積を朗読。

平成 14 年より住宅敷地として利用しておりました。

番号 7 番

申請地 地目 面積を朗読。

明治 23 年より住宅敷地として利用しておりました。

番号 8 番

申請地 地目 面積を朗読。

昭和 16 年より住宅敷地として利用しておりました。

番号 9 番

申請地 地目 面積を朗読。

昭和 45 年より住宅敷地として利用しておりました。

番号 10 番

申請地 地目 面積を朗読。

平成 5 年より住宅敷地として利用しておりました。

つづきまして、20 ページをお願いします。

報告第 22 号 農地法第 4 条及び第 5 条の規定による届出の報告についてです。  
農地法第 4 条及び第 5 条の規定による届出について、農地法関係事務処理要領の第 4 の 5 の (6) のアの規定により、受理したことを報告する。本日付け提出、会長名です。

21 ページをお願いします。

農地法第 4 条第 1 項第 7 号の届出です。

番号 1 番

申請地 地目 面積を朗読。

住宅建築による転用でございます。

22 ページをお願いします。

4 条の届出の件数は 1 件、

転用の土地 畑 2 筆 421 m<sup>2</sup> 合計 2 筆 421 m<sup>2</sup>です。

23 ページをお願いします。

農地法第 5 条第 1 項第 6 号の届出です。

今月は所有権移転案件のみでございます。

番号 1 番

申請地 地目 面積を朗読。

売買による所有権移転で、住宅建築による転用でございます。

番号 2 番

申請地 地目 面積を朗読。

売買による所有権移転で、住宅建築による転用でございます。

番号 3 番

申請地 地目 面積を朗読。

売買による所有権移転で、住宅建築による転用でございます。

24 ページ総括表をお願いします。

申請件数は 3 件 畑 4 筆 734.06 m<sup>2</sup> 合計 4 筆 734.06 m<sup>2</sup>です。

つづきまして、25 ページをお願いいたします。

報告第 23 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告についてです。

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知があったので報告する。

本日付け提出、会長名です。

26 ページをお願いします。

番号 1 番

申請地 地目 面積を朗読。

自作のため、賃借権を解除します。

番号 2 番

申請地 地目 面積を朗読。

自作のため、賃借権を解除します。

番号 3 番

申請地 地目 面積を朗読。

自作のため、賃借権を解除します。

登記は宅地ですが、現況田として使用されておりました。

番号 4 番

申請地 地目 面積を朗読。

自作のため、賃借権を解除します。

27 ページの総括表をお願いします。

申請件数 4 件 田 5 筆 6,949 m<sup>2</sup>、宅地 1 筆 567 m<sup>2</sup> 合計 6 筆 7,516 m<sup>2</sup>です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

ほかに質疑もないようですので、これで報告を終わります。以上で本日の日程は、終了しました。これをもちまして、令和 7 年第 7 回稲沢市農業委員会総会を閉会いたします。

午後 3 時 00 分閉会

令和 7 年第 7 回稲沢市農業委員会総会会議録

令和 7 年 7 月 25 日 稲沢市産業会館 大会議室

令和 年 月 日

会長

大崎 和生

6 番委員

永井 八千代

7 番委員

加島 由隆